1 処分を受けた税理士

氏 名: 宮本 修二

登録番号: 第90331号

2 処分の内容

令和6年1月10日から7月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 信用失墜行為(多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ)

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告せず、 所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

(2) 非税理士に対する名義貸し

被処分者は、税理士でないAが、Aの判断に基づいて作成した複数社の法人税、 消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名する「名義貸し」行為を行った。

(3) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。